

【所属名 市民部福祉事務所】

【会議名 糸魚川市介護保険運営協議会】

日	令和3年2月26日(金)	時間	14:00 ~ 15:10	場所	糸魚川市役所2階201・202会議室
件名	令和2年度第5回 糸魚川市介護保険運営協議会(糸魚川市地域包括支援センター運営協議会)				
出席者	<p>【委員】出席委員13人(欠席委員 梅田慶一委員) 田原秀夫委員(会長) 横澤陽子委員(副会長) 竹内博文委員 金子裕美子委員 不破野礼子委員 大縫曜子委員 秋山哲委員 齋藤伸一委員 楠田法宣委員 横土純委員 金子恭治委員 金子正樹委員 渡邊和紀委員</p> <p>【事務局】7人 市民部 渡邊部長 福祉事務所 嶋田所長 塚田次長 介護保険係 須澤係長 寺崎主事 高齢係 加藤主査 佐藤主任保健師</p>				

会議要旨

1 開会(14:00)	※傍聴者なし
事務局	欠席委員の連絡。本協議会は傍聴可能で公開となっていること、会議録は後日市のホームページ上で公開されることを説明。 会議次第「3 報告・協議事項」の冒頭まで進行をつとめる旨を述べる。
2 市民部長あいさつ	
事務局	第5回の協議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。今回は今年度最後の協議会となります。今年度は例年より多くの開催ということで、協議内容につきましても広く、深くご議論いただいたものと思っております。おかげさまで事業計画案につきましてもお手元に配付の通り、皆様の議論を踏まえ、期限内にスムーズにまとめていただき、介護保険料改定案につきましても慎重なご議論をいただきました。策定された計画の推進にあたりましては、地域包括ケアシステムの推進や、介護人材確保など、様々な課題もありますが、着実に進めていきたいと考えております。本日は、最終的な計画案についての結びとなる議論などをいただくことになるかと思いますが、全体を通していろいろなご意見や、ご感想をいただくことをお願い申し上げ、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

3 報告・協議事項

(1) 糸魚川市介護保険運営協議会

① 高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画（案）について（資料No.1-1～1-3）

事務局 資料No.1-1～1-3により、説明。

会長 今回の計画に追加となった104ページでは、詳しい説明がなかったようですが補足の説明ありますか。

事務局 こちらの104ページの方につきましては、今回の第8期の事業計画の中では、2025年度、2040年度を見据えた計画策定というものもポイントになっていたということから、先日市議会の方にも、この計画案の説明をさせていただいた時に、先を見通した給付費等の掲載があつてよろしいのではないかというご意見もいただいたところもありまして、つきましては、国の事業計画の策定にあたっての支援システムから導かれているこの推計値というものを、あくまで参考ということ形になります。2025年度と2040年度の給付費、保険料の見込みについて掲載させていただいたものになっております。2025年度、2040年度の総給付費を比較しますと、若干2040年度の方では下がっている傾向にはありますが、保険料につきましては、増加傾向になっております。この辺は人口の増減の問題も影響があるのかなというふうに考えております。給付費は、将来的には少なくなりますが、保険料の負担感は、若干増している推計が参考値として見込まれているということになります。

会長 今から5年ごとに、20年後の節目となる年について、システムの、機械的な推測見込みをここに表したというものであります。

今ほど、議会の説明ということがありましたが、パブリックコメントでは2件の意見でしたが、委員会ではどのようなご意見があつたのでしょうか。

事務局 今ほどの将来的な推計の部分が主だったものになるかと思えます。それ以外に介護人材の確保の将来的な不安要素の部分のご意見などをいただいたところでもあります。

委員 3点ございます。1点目は76ページで2点お聞かせください。訪問理美容サービス事業が毎年のようにここに載せていただいております。私も、要介護5の母が、寝たきり状態で、この訪問理美容サービスを利用させていただこうとして、こちらに手続きに行きまして、利用券をいただいて喜んで帰ったんですが、使えるお店が近所になくて、それで結局、今まで何とか車椅子で外出できた時に利用していたお店に、それなりのお礼の品物をお渡ししながら、そちらのお店を利用させていただいています。何が言いたいかというと、私ども介護者は、これがあるとなつて、どこのお店も使えるものだと思ってしまう。また、連れ合いが身障一級で、ガソリン代の補助券もいただいているんですが、一昨年まで使っていたガソリンスタンドが、今年は利用できませんということで、何がネックで、市内の事業所さんが、これに協力していただけないのか、ちょっと残念に思ったん

ですね。例えば、その補助券を利用者が持っていった時に、お金に変える手続き、或いはその指定の事業所に登録する手続きが煩雑とか、本店の方の指示で、勝手にしちゃいけない事情があるのかもしれませんが、お店の人に聞いたわけじゃないのでその理由は全くわかりませんが、こちらに記載されていると、本当にありがたいので、利用させていただきたいと思うんですが、実際利用しようとする、そういうネックがあるっていう現状を、お知らせさせていただきます。

それから2点目、右側の77ページにおむつ支給事業で、これをまた掲載してくださったということは、今まで通り、介護者に対しておむつ券の支給をしてくださるものというふうにとめております。しかし、今後3年間、これが減額されるとか、或いは介護度によって支給から外されるとか、もし、今現在すでに計画されていることがありましたらお聞かせいただきたいです。財政が厳しいことは承知しておりますが、介護者としては、どこのご家庭もこれは切実なことです。安易に減らす方向にはいっていただきたくないという要望もあわせてお伝えさせていただきます。

それから最後の3点目が、73ページ。認知症予防に向けた取り組みなんです。欄外に書いてありますように、予防というのは、認知症にならないという意味ではないってことがきちんと明記されておられます。しかし、一般の市民としては、認知症予防という言葉聞いたときには、どうしても予防が大事で、認知症になったら、もう人生おしまいみたいなメッセージが伝わってくるんですね。変な話、予防に努めていたけれど、心ならずも認知症になった人は努力が足りなかったとか、家族の接し方が悪かったからじゃないとか、言われのない偏見をいまだに強く感じています。ぜひ、この予防という言葉がくれぐれも誤解のないような取り組みをしていただきたいです。

それから長いことこういう会議に携わっていてつくづく思うのは、余りにも認知症へのイメージが悪すぎて、ほとんどの方は、ある程度の段階まで、ごく普通の人なんです。たまたまその病気のために障害を負って、勘違いしたり、思い込みが激しくなったり、私たちの常識的な考えとはちょっと外れる場合もあるけれど、大方は本人なりの思いでそういう行動をとっているのであって、決して変な人になったわけではないってことを、今一度、市民の皆さんにお伝えいただけるようにご配慮いただきたいと思います。というのは、いまだに家族が認知症になったことを隠したい、それで隠しますと、周りもいろいろ支援の手を差し伸べてあげたくても、頑なに拒否されると、言葉も十分にかけてあげられない時もあるやっぱりまだあるんですね。国が共生と予防という言葉を出したために、どこの介護保険計画案にも、この言葉が載っているように感じますが、予防というのはなっけいけないっていうメッセージがどうしても伝わりがちなので、そのところをぜひご配慮いただきたいと思います。

事務局

3点、それぞれ今お答えできる範囲でご説明差し上げたいと思います。

まず76ページの、訪問理美容サービス事業に関してですが、委員おっしゃる通り、確かに、使えるお店、使えないお店があるんですね。私ども理美容組合糸魚川支

部の支部長さんのもとに行き、いろいろとこの事業の方向性についてお話をさせてもらう中で、支部としての考えを取りまとめいただき、この方向でということ、決めているものであります。どうしてやれないお店が出てくるのかということですが、各お店は支部の組合員と言いつつも、各お店の店主さんはそれぞれの社長なので、店の運用の仕方は社長である店主さんが決められるものであります。具体的な事例とすれば、出張する形になるので、理容店さんが出張するとなると、まずその道具を自分のバッグなどに収納して、車に乗って、訪問先に行き、また戻ってきてセットするといった、そういった手間が、店主さんも、1年1年、高齢になっていくということもありますし、また自動車を運転するというふうなことも出てきますので、そういったところで、ちょっとご負担になると、今年は厳しいというふうなご回答があるケースはあると考えております。また、障害のある方の燃料券につきましては、今日は担当が不在なため、私も詳細にはわからないんですが、先ほどと同じで、お店の方の考え方というのがあるのだろうというふうに感じているところであります。

続いて、77 ページのおむつ支給事業に関しましては、委員もいろいろなところから情報収集されていると思います。県内の市町村でも、いろいろとおむつ支給事業について、制度の見直し等があったように聞いております。ただ、現状、糸魚川市としてお答えできる範囲は、今この計画にある通りでございますので、今のところ変更については、現状決まっているものも説明できる部分もございませんので、その旨ご了承いただきたいと思っております。

続いて、73 ページの、予防の部分なんですけど、ご指摘ももっともだと思っております。私どものこの計画につきましては、かなり分厚い冊子になっておりますので、これを市民の皆様にも普及していくにあたっては、概要版というものを作った上で、読みやすく、わかりやすいような形にまとめていかなければいけないと思っておりますし、そういった中でこの認知症の部分につきましても、わかりやすい形にしていかなければいけないと思っております。それ以外でも、認知症サポーター養成講座等も、このコロナ禍ではありますが、開催できる部分には開催しておりますので、そういった機会をとらえまして、そういった誤解のないように普及していきたいと考えております。

委員 60、61 ページなんですけど、前回説明があった点かもしれませんが、括弧の項目で、基本目標1から基本目標6までの間で、具体的な取り組みのところ、この新規というのは、第7期で想定してなかったものが第8期にきたから新規になったのか、或いは何か他の理由で新規という項目が出たのか、その辺を教えてください。

事務局 こちらの新規という見出しなんですけども、国の方で、第8期の事業計画策定にあたっての指針というものが示されまして、それで各県なり市町村なりの策定する計画の中に、新たにこういった項目も追加しようということで、追加になった項目がここに新規ということで、加えさせていただいたものです。なので、委員おっしゃる通り、第7期に比べて、国の指針に基づいて、こういった項目が

追加になったので、記載も追加させていただいたというものになっております。

② 第8期介護保険事業計画期間における介護保険料（案）について（資料No.2）

事務局 資料No.2により、説明。

会長 全体としては、第7期から第8期に改定をして、減額となり、減額幅は約5.1%減額するというものでございます。この括弧書きの提言の説明がありましたが、これは議会の決定がないために、括弧で入れたということで、決定があれば、実際に納めていただく介護保険料は、括弧書きの中の金額になるってことですか。

事務局 この括弧書きの数字につきましては、国の方の保険料の低所得者向けの軽減の制度が入る予定がありますので、本来であれば、負担割合で言いますと、第1段階の人は0.5というふうになっていますが、その括弧書きで0.3とありますが、国の軽減措置が入ることによって、負担割合が第1段階の人は0.3になります。最終的にはその括弧内の数字が、第1段階から第3段階の方の、お納めいただく保険料額になるという表になりますのでご了承ください。

会長 国の法律の、施行予定は、この第8期が始まる今年の4月1日までには決まる予定ということで進めることでいいんですね。

いろいろな行政に対する負担が上がる中で、今回保険料については、今までの基金がありましたのでそれを有効に活用するというので、必要な基金は残す中で、一部を取り崩して活用するため、保険料が前回より減額できるというものであります。サービスとは、この計画通り進めていくということでサービスを低減させるものではありません。内容についても特にご質疑がなければ、これで計画として行うということでご了解お願いいたします。

③ 新規事業所の指定について（資料No.3）

事務局 資料No.3により、説明。

委員 「ひより」という会社は、「デイサービスセンターはま」とは関係のない会社なんですか。確かデイサービスセンターはまにも、ケアマネさんがいらしたなと思ったもんですから、ちょっとお聞きしました。

事務局 「デイサービスセンターはま」とは、直接は関係のない別法人であります。

(2) 糸魚川市地域包括支援センター運営協議会

① 地域包括支援センターの重点委託方針について（資料No.4）

事務局 資料No.4により、説明。

会長 業務調査の結果については、糸魚川市は、全国よりは、いいような自己評価なんでしょうか。県内にある近くの市町村と比べたものはありますか。

事務局 こちらのほうは近隣市町村との比較は今現在行っておりませんが、今後、そういった近隣市町村と県内の状況を確認していきたいと思っております。

委員 利用する家族の立場からしますと、本当に私は、この地域包括の充実っていうのが、介護家族、それもまだ介護が始まるかどうかの本当に初期の段階の介護者に

とって、こんなに力強い組織はないんですね。本当にいっぱい助けをいただいております。やはり地域包括は、いろんな専門分野の方が揃っていますので、それぞれ自分が詳しい分野から介入して下さって、私も認知症のことはいろいろやってきましたが、ものすごくいろんなことで知らないことがたくさんあって、随分、地域包括の方のお知恵をいただいたりして、何よりも初期の段階で困っている人が、ここを訪ねて、そしてどういう方向性にいったらいいかを一緒に考えて、行動して下さるってということで、実際業務にあたってらっしゃる職員さんのご努力には本当に感謝しています。しかし、まだまだ残念なことに地域包括の存在を知らないっていう人が、前回のアンケートで結構な数字が出て、今回の第8期ではその数値目標を掲げておられますが、こんなに助かる場所はないっていうのが実感ですので、私も困っている人がいると、まず、地域包括をお尋ねしたらどうですか、いつも言わせていただいています。この自己評価はもしかしたらちょっと厳しいような気も私はしていますが、専門分野が揃っておられるということの強みを、充実した取り組みにさせていただきたいと希望しております。よろしくお願いします。

事務局 先日、調査結果の全国集計版が発表されたんですが、この7月の回答が終わった後に、地域包括の皆さんと、定例会の中でいろいろとお話をさせていただきました。そういった中では、この評価指標、あくまで一つの目標というところで、3年間かけて、第8期中に、ある程度全国平均に近づけるように、市の方も改善点を挙げて対応していきたいと思っておりますし、地域包括のほうも一緒に頑張ってきてこの評価結果に近づけていきたいと思いますというところで、少し意識を合わせさせていただいております。また委員おっしゃった通り、本市としては、まだまだ地域包括の周知というところも、課題かなというふうに思っておりますので、その部分もぜひ力を入れて、地域包括のPRを頑張っていきたいというふうに思っております。

副会長 ますますこれから高齢者が地域の中で増えてきて、地域包括だけではとても対応しきれないこともたくさんあると思うんですね。この基本目標の中にも、必要な人材を確保して専門職に限らない人材の配置っていうことがここに挙げられていると思うんですけども、ますますこういうことが大事なことになってくるんじゃないかと思っておりますので、その点についてもきめ細かな対応を行っていただきたいと思っておりますし、元気な高齢者を上手に使って、支え合いの地域づくりというところも力をいれていただきたいなというふうに感じております。また地域の中に取り込んでやっていけるような、こういう体制づくりっていうのも見直していただきたいなというふうに思います。

事務局 今回の介護保険計画の63ページに、今、委員おっしゃられました、地域包括支援センターの機能強化・周知の中の2つ目かと思っております。担当地区の高齢者人口というところも、非常にばらつきがあるという状況も、今現在承知しております。そういったところも、さらに考慮させていただきたいなというふうにも考えております。また今回、国の地域包括支援センター機能強化策として介護保険制度改

正の中では、3職種以外で、必要な人材の確保と専門職に限らない人員配置というところも明確に国の方が示していただいておりますので、この部分につきましても、地域包括ともさらに検討を進めていきたいなというふうに思っております。先ほど委員おっしゃったように、元気な高齢者の活用という部分につきましても、生活支援体制整備事業という事業を活用しまして、進めていきたいというふうに考えております。

(3) 意見交換

副会長 70ページに、自然災害や感染症への備えということが挙げられておりますが、今本当に、一人暮らしの高齢者がメインになって支援計画が立てられていると思うんですけども、今後こうやって自然災害が多い中、ましてや、この間の豪雪みたいなこともありましたし、そういうことに対して、この避難行動要支援者っていうのをどうやって地域の中で、みんなで支え合っていくのかっていうのは非常に難しくなっていて、本当に隣近所がしっかりと対応をしてくれないとやれないような状況になっているということで、そこら辺もきちんとした綿密な計画っていうのは、もっと地域に出向いてやっていかなければいけないことなんじゃないかなというふうに、この間の災害、豪雪の件に関しても特にそんなふうに思いましたので、ぜひ、こういう対応っていうのも、消防署と連携して、きちんとやっていただきたいなというふうに思います。

会長 高齢者、障害者だけではなくて、市民の方はすべての方が安心して暮らせるということについて、機能強化をしていかなきゃいけない。これからは支える人達が少なくなっているという状況を踏まえた中で、対応が必要だという感想でございます。お互いのできることを、市民、区、それから市、関係する団体、それらのところで役割を果たしていかなきゃいけないと思います。その繋がりを作っていくのが、こういう場であり、行政の施策ということになるかと思っております。皆さんで力を合わせていきましょうということかと思っております。よろしく申し上げます。

委員 24ページの、在宅生活の継続のために充実が必要な支援・サービスっていうところで、移送サービスが多いんですが、介護者だけではなくて、こうやって仕事している中でいろんな声を聞くんですが、市内に、いくマイカーやバスがあるんですが、やっぱり乗るときに、足が上がらないんですね。そのときに、バスの運転手さんが乗りやすいように、縁石のところ止めてくれて、そこに登って、バスに乗れるっていう方もいらっしゃるんですね。

なので、そういうところをもう少し見直していただければ、ある程度のちょっと支援を受けているそういう人たちも、いくマイカーやバスを利用できるんじゃないんでしょうか。そういうところをもう少し、ちょっと考えていただきたいなと思います。

委員 私も、市の別の会議で、交通機関のバリアフリー推進の会議をしております。糸魚川市としての計画を作るというところで、現地を見たりしておりますと、バ

スの乗り降りは、今おっしゃったとおり、段差など、そういう視点で見ると気にかかるところはあります。今までの車は、社会の中では元気な方が中心になっているように思うんですが、これからは、不自由な方もそういう交通機関を利用できるような、そういう体制にしていかなきゃいけない、それから、最近よく言われたのが心のバリアフリーということで、支える人のサービスを一緒に啓発して、みんなで助けられるようにいかなきゃいけないということをよく言われております。しかし、ハード事業は、予算的なもの、或いは事業政策優先順位等ありますので、そういう中でも、小さいことかもしれませんが、忘れないで対応していかなきゃいけないというのが課題になってきますね。

福祉事務所でもそういうところについての、事業計画や予算、特に力の入れているところはありますか。

事務局

バスという移動の手段の話が出ましたが、例えば高齢者に限らず、身体の障害者で目が不自由な方が、街中をなるべくスムーズに歩けるようという中では、そういった方々の現地でご意見聞きながら、福祉事務所だけではなくて、道路管理をしている建設課であるとか、そういった方々と一緒になって、少しでもいいものになるようにということで、活動しているところでもあります。例えば6年ほど前に糸魚川駅の新幹線ホームができたところではありますが、建設の際には、そういった方々から、使いやすい手すりですとか、そういったものも直接ご意見をお聞きする中で、少しでも使いやすいような、駅、公共交通機関がありますので、使いやすいような形で、常日頃から活動しているところでもあります。

会長

ご意見ありがとうございました。

今回の会議で、私たち、また皆さんの任期が3月で終了ということです。

今年については、第8期の介護保険計画を策定するというので5回の会議にご参加をいただきました。お忙しい中、参加いただきまして、大変ありがとうございました。第7期の結果を踏まえて、第8期の計画ということで、国の指針には沿っておりますけども、糸魚川市の実情やアンケートを要望等という中で、さっきの計画をまとめていただきました。委員の皆様から、慎重なご審議をいただきましてありがとうございました。また事務局の福祉事務所、地域包括支援センターの方からも、大変ご尽力をいただきました。お疲れさまでした。ありがとうございました。計画を策定した後は、今までもそうですが、推進をしていくということがこれからの課題であります。計画がいいものができた、それを政策として具現化していくということが大切となります。そのためには、関係機関、また、福祉に関わる団体の方々皆さんが相互に連携し合って、進めていかなければいけないと思っております。皆様からも、これからまた、ご理解ご協力をお願いしたいところでございます。最後となりましたが、一言ご挨拶させていただきます。終わりとさせていただきます。

4 閉会（福祉事務所長あいさつ）

事務局 本日は、今年度最終回となります、介護保険の運営協議会、活発なご意見、ご審議をいただきまして誠にありがとうございました。今回の第7期につきましては、平成30年から今年度まで3か年ということで、通常年であれば、2回から3回の協議会ですが、今年度につきましては、計画の策定ということで、普段より多い5回の開催ということで、皆様には本当にご足労かけたというふう感じております。会長の方からもお話がありましたが、皆様の任期が3月いっぱいということになります。また、第8期の介護保険運営協議会というものがありますが、こちらにつきましてはまた改めて、選出母体また公募等によりまして委員の方を構成していきたいと思っておりますので、またそういった選出母体等からのお声掛けがあった際には、また皆さんからもご協力いただく場合もあろうかと思いますが、引き続きよろしく願いいたします。それでは以上をもちまして、第5回となります、本協議会の方を終了させていただきます。